

件名

横浜発・海外ビジネス情報 【WBC メールマガジン】 4月27日号

ヘッダー

□

横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」
vol.195 (2018年4月27日号) 配信数：
発行：WBC 事業受託者 株式会社パソナ

□

本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

- ▼1. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC ホームページを更新しました】

- ▼2. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC Facebook を更新しました】

- ▼3. <横浜市及び WBC 事務局より>
【WBC インキュベートオフィスのご案内】

- ▼4. <WBC 事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～
【従業員の解雇について】

- ▼5. <広報協力> ～IDEC よりお知らせ～
【横浜・上海友好都市提携 45 周年記念「上海市の投資環境、最近の中国経済と事例報告」
セミナー 5/10】

- ▼6. <広報協力> ～ジェトロ横浜よりお知らせ～
【モロッコ・ビジネスセミナー ～アフリカ市場に向けた戦略的ポジション～ 5/10】

- ▼7. <広報協力> ～IDEC よりお知らせ～
【「中小企業海外市場開拓支援事業」30 年度支援対象企業募集のお知らせ】

- ▼8. <広報協力> ～IDEC よりお知らせ～
【市内中小企業の海外現地法人設立のための、事業化可能性調査（F/S）を支援します！】

「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後3年以上の事業計画があり、WBCを退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は3年以内となっています。

WBCに入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBCの会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBCの各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業のPR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 誘致推進課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834

FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■□■

4. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【従業員の解雇について】

企業法務の中で、従業員との関係で気をつけていただきたいものの一つに、解雇があります。解雇に関しては労働契約法の厳格な定めがあり、簡単に従業員を解雇することはできません。

ただ、海外企業が日本に進出し従業員を雇用する場合、労働法規はいずれの国の法律に基づくのでしょうか。この点について「法の適用に関する通則法」12条は、当事者が準拠法を合意したとしても、「労働者が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、当該労働契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する」と定めています。つまり、当事者間でA国法を準拠法とすると合意したとしても、日本において事業を行う場合には、我が国が「最も密接な関係がある地」となりますので、従業員の意思によって日本法のルールが適用されることとなります。

それでは、我が国の解雇について具体的に見ていきましょう。

まず会社と従業員は、労働契約を結んでいます。この労働契約には、①「期間を定めた契約」（有期雇用）と、②「期間の定めのない契約」とがあります。

まず①「期間を定めた契約」の場合、原則としてその期間が満了すれば、契約は終了します。更新することもできます。しかし、有期の労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときには、従業員の申込みによって「期間の定めのない契約」に転換しなければなりません（無期転換ルール）。

次に、②「期間の定めのない契約」の場合、または①「期間を定めた契約」でも期間満了前に労働契約を終了させる場合には、従業員が労働契約の解消に合意し、又は自主的に退職しない限り、会社としては従業員を解雇をしなければなりません。

会社と従業員の意思が一致して労働契約を解約するときや従業員が自主的に退職するときには、会社を去ることに異存はありませんので大きな問題が生じることは少ないでしょう。しかし、解雇は会社による一方的な労働契約の解約ですので、無制限に認められるわけではありません。労働契約法には、解雇権濫用の法理が定められています。労働契約法第16条を見てみましょう。

「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」

解雇は、従業員の承諾は不要です。そこで、従業員の権利を守るために、客観的合理性と社会的相当性という要件を備えない限り、解雇は「権利の濫用」であり許されないと法律に定められているのです。いかなる場合に客観的合理性があり、また社会通念上相当性があると言えるのかは、従業員の勤務態度や成績、健康状態、懲戒歴その他種々の事情から、まさに事案に応じて個別・具体的に判断していくことになります。

【港町横浜にて時々渉外案件も取り扱う弁護士】

■□■

5. -----■□■

<広報協力> ～IDECよりお知らせ～

【横浜・上海友好都市提携 45 周年記念「上海市の投資環境、最近の中国経済と事例報告」セミナー 5/10】

中国の第13期全国人民代表大会第1回会議が行われ、その政府活動報告の中で、2018年の経済成長率目標は「6.5%前後」と前年と同様の目標が示されました。世界経済における中国経済の影響力はより高まっており、中国の経済の現状と今後の方向性に関する情報収集は必要不可欠です。

本講演では、上海市商務委員会から楊副主任（Vice Chairman）が来日し、上海市政府の取

組や金山開発区を紹介します。また、新時代新体制の中国経済や税務・労務の具体的なケースについて、華鐘コンサルタントグループより講演します。

◆日時：平成 30 年 5 月 10 日（木）13:15～17:30

◆場所：横浜情報文化センター 6 F 情文ホール

（みなとみらい線「日本大通り駅」情文センター口直結）

<http://www.idec.or.jp/shisetsu/jouhou/access.php>

◆内容：

(1) 講演 1 上海市商務委員会 副主任 楊 朝 氏

(2) どうなる？新時代、新体制下の中国経済運営方針

華鐘コンサルタントグループ 総経理 古林 恒雄 氏

(3) ビデオ放映、金山開発区の紹介、質疑応答

(4) 事例報告 1 外資系企業が知っておくべき最近の税務規定

華鐘コンサルタントグループ 東京事務所所長 高倉 洋一 氏

(5) 事例報告 2 工場移転に伴う立退き補償金交渉と労務対策

華鐘コンサルタントグループ 副総経理 能瀬 徹 氏

◆主催：上海市商務委員会、上海市外国投資促進センター、華鐘コンサルタントグループ、三井住友銀行、横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）

↓詳細・お申込み方法はこちら

<http://www.shcs.com.cn/apply-jp.htm>

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

[TEL : 045-225-3730](tel:045-225-3730)

E-mail : global@idec.or.jp

■□■

6. -----■□■

<広報協力> ～ジェットロ横浜よりお知らせ～

【モロッコ・ビジネスセミナー ～アフリカ市場に向けた戦略的ポジション～ 5/10】

モロッコは、アラブの春以降も安定した政情を保ち、欧州と中東アフリカに近接する地理

的優位性を有するとともに、FTA 締結国が 60 カ国に及ぶことや投資誘致に積極的な政策を掲げていることから近年海外企業の注目を集めています。

政府が重点育成分野としている航空産業、自動車産業において、ボーイング、ボンバルディア、ルノーなど世界的企業の進出が相次ぎ、また AI や IoT などの新分野への関心も高く、技術力・信用力の高い日本企業とのビジネス交流に強い期待を寄せています。

欧州との関係が深いモロッコの現状とアフリカへのゲートウェイを目指す政策について、モロッコ政府およびジェトロ、日系企業によるセミナーを開催しますので、ぜひご参加ください。

◆日時：平成 30 年 5 月 10 日（木）15：00～17：30

◆場所：横浜シンポジア

（横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 9 階）

<http://www.yokohama-cci.or.jp/symposia/access/>

↓詳細・お申込みはこちら

<http://www.jetro.go.jp/events/yok/842e3306721edc1b.html>

<お問い合わせ>

ジェトロ横浜貿易情報センター

担当：古城、栗山

TEL：045-222-3901

FAX：045-662-4980

E-mail：yok@jetro.go.jp

■ □ ■ -----

7. ----- ■ □ ■

<広報協力> ～IDEC よりお知らせ～

【「中小企業海外市場開拓支援事業」30 年度支援対象企業募集のお知らせ】

IDEC は、海外市場開拓に意欲を持つ市内中小企業を公募により選定し、最大 3 年間、専門家による輸出戦略の策定や顧客開拓、海外展示商談会の準備などをアドバイスします。海外市場開拓の着手から商談実施まで一貫した支援を実施します。

◆支援内容：

1 社につき 1 人のアドバイザーを選任し、輸出戦略の策定、顧客開拓、商品の PR 方法、海外展示商談会出展、商談の進め方、外国語契約書等、海外市場開拓に関するアドバイス

を実施します。

(1) 実施期間：支援決定日～平成31年3月まで

(2) 実施回数（1ヶ月あたり）

- ・訪問アドバイス 2回程度 1回あたり2時間程度
 - ・在宅アドバイス（電子メールや電話など）2回程度 1回あたり3時間程度
- ※所定の回数、時間を越える場合は事前にご相談いただきます。

◆支援企業数：15社程度

↓詳細・応募方法はこちら

<http://www.idec.or.jp/?k=0yVg>

上記ウェブサイトから募集要項等をご確認の上、申込書を提出してください。

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL：045-225-3730

E-mail：global@idec.or.jp

■ □ ■ -----

8. ----- ■ □ ■

<広報協力> ～IDECよりお知らせ～

【市内中小企業の海外現地法人設立のための、事業化可能性調査（F/S）を支援します！】

IDECは、海外拠点設立等の事業化可能性調査（F/S）調査の支援（最大75万円）を行うため、3年以内に海外拠点設立の計画を持つ市内中小企業を募集します。

国際ビジネスに精通した専門家（横浜ビジネスエキスパート）が、国内での予備調査と海外現地調査をサポートします。貴社が検討する海外事業の実現可能性や採算性について、客観的な経営判断をするための調査を行い、海外進出を円滑に進められるようお手伝いします。

◆募集期間：平成30年4月10日（火）～平成30年6月4日（月）

◆対象事業 3年以内に下記の海外現地法人を設立するための計画

- (1) 工場等の生産拠点
- (2) 営業、販売拠点

(3) サービス、メンテナンス拠点

(4) 調達拠点

※駐在員事務所は対象となりません。

◆支援内容：

(1) 海外進出計画策定支援（最大 25 万円）

横浜ビジネスエキスパートを、国内予備調査、海外現地調査のために派遣し、貴社の海外進出計画策定支援を行います。IDEC がエキスパート派遣経費を負担します。

(2) F/S 調査経費の助成（最大 50 万円）

F/S 調査にかかる事業経費について、2/3 を助成します。海外旅費、宿泊費、現地交通費、通訳費、資料翻訳等の経費について、2/3（最大 50 万円）の助成金を交付します。

◆支援企業数：5 社

↓詳細・応募方法はこちら

http://www.idec.or.jp/kaigai/whats_new/20180410095930.php

上記のウェブサイトから募集要項等をご確認の上、海外進出支援申込書を提出してください。

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL：045-225-3730

E-mail：global@idec.or.jp

■ □ ■ -----

フッター

WBC のサービスご案内

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBCは横浜ワールドポーターズの6階に入居しています。
横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5階には3D対応のイオンシネマみなとみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-4
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 誘致推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org にお問い合わせ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>

©;株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
